

○総務省告示第四百四十一号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四十二条第二号及び第四十三条の二第二項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二号（常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月十七日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

二 運用規則第四十三条の二第二項の別に告示する周波数は、次のとおりとする。

〔1 略〕  
〔削る〕

改正前

二 〔同上〕

〔1 同上〕

2|| 前項第二号の船舶地球局

一、五三七・四七〇MHz、一、五三七・五八〇MHz、一、五三七・九三〇MHz、一、五三七・九七〇MHz、一、五三八・〇八〇MHz、一、五三八・一二〇MHz、一、五三八・一八〇MHz、一、五三八・二二〇MHz、一、五三八・二三〇MHz、一、五三八・二四〇MHz、一、五三八・二五〇MHz、一、五三八・二六〇MHz、一、五三八・二七〇MHz、一、五三八・四三〇MHz、一、五三八・四四〇MHz、一、五三八・四五〇MHz、一、五四一・三二〇MHz、一、五四一・三三〇MHz、一、五四一・三四〇MHz、一、五四一・三五〇MHz、一、五四一・三六〇MHz、一、五四一・三七〇MHz、一、五四一・三八〇MHz、一、五四一・三九〇MHz、一、五四一・四〇〇MHz、一、五四一・四一〇MHz、一、五四一・四二〇MHz、一、五四一・四三〇MHz、一、五四一・四四〇MHz、一、五四一・四六〇MHz、一、五四一・四七〇MHz及び一、五四一・四八〇MHzのうち通信網管理機能を有する海岸地球局によって、自動的に選択される周波数

3|| 前項第三号の海岸地球局

一、五三七・七五〇MHz(注1、2、3)、一、五三八・四七五MHz(注1、2、3)、第三号、第四号に掲げる各周波数(注1、2、3)、三、六〇五・〇〇〇MHzから三、六二三・〇〇〇MHzまで(注1)、三、六二二・一〇〇MHz(注1)、三、六一六・四五〇MHz(注1)、四、一九二・五〇〇MHzから四、二〇〇・〇〇〇MHzまで又は四、一九四・九五〇MHzから四、二〇〇・〇〇〇MHzまで(注2)、四、一九四・六〇〇MHz(注2)、四、一九八・九五〇MHz(注2)、四、一九五・一〇〇MHz(注3)及び四、一九五・〇〇〇MHzまで(注3)

〔注1〜3 同上〕

2|| 前項第二号の海岸地球局

一、五三七・七五〇MHz(注1、2、3)、一、五三八・四七五MHz(注1、2、3)、三、六〇五・〇〇〇MHzから三、六二三・〇〇〇MHz(注1)、三、六一二・一〇〇MHz(注1)、三、六一六・四五〇MHz(注1)、四、一九二・五〇〇MHzから四、二〇〇・〇〇〇MHzまで又は四、一九四・九五〇MHzから四、二〇〇・〇〇〇MHzまで(注2)、四、一九四・六〇〇MHz(注2)、四、一九八・九五〇MHz(注2)、四、一九五・一〇〇MHz(注3)及び四、一九五・〇〇〇MHzから四、一九九・〇〇〇MHzまで(注3)

〔注1〜3 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。